

山梨県公報

第二千三百七十六号

平成二十五年

十二月十二日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定の予定……………七九一
- 県営土地改良事業の完了……………七九一
- 道路の区域変更……………七九一
- 道路の供用開始……………七九一
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………七九二

公告

- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出……………七九二
 - 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十三件)……………七九二
- 人事委員会
- 山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則……………七九五

告示

山梨県告示第四百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事

横内正明

- 保安林の所在場所
大月市笹子町黒野田字奥野七九七の一
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第四百二号

県営土地改良事業(市川大門地区中山間地域総合整備事業)の工事は、平成二十四年三月十九日をもって完了した。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

山梨県告示第四百三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

- 道路の種類 県道
- 路線名 精進湖畔線
- 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南都留郡富士河口湖町精進字苗積沢四八三番の五地先から南都留郡富士河口湖町精進字苗積沢四八三番の五地先まで	旧		一四・九、 三一・二	六二・〇
	新		二五・九、 四五・一	六二・〇

山梨県告示第四百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十六年一月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	鳴沢富士河口湖線	南都留郡富士河口湖町大字船津字海言塚一七九一番の八地先から南都留郡富士河口湖町大字船津字海言塚一七一〇番の一地先まで	三五六・〇	平成二十五年十二月十二日

山梨県告示第四百五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県県東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定の年月日
平成二十五年十二月十二日
- 二 指定道路の位置
笛吹市石和町広瀬字小物成場千百九十五番二〇〇、千百九十五番二二二
- 三 指定道路の幅員
四・五メートル
- 四 指定道路の延長
三十四・六九メートル

公 告

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十六年四月十二日まで縦覧に供する。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 届出者
 - 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹
 - 2 住所
山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号
- 二 届出の概要
 - 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 ホームセンターくろがねや塩山店
(二) 所在地 山梨県甲州市塩山下於曾千三百二十五
- 2 変更事項

変更事項	変更前	変更後
駐車場の自動車の出入 口の数及び位置	数 二箇所 位置 届出の図面のとおり	数 二箇所 位置 届出の図面のとおり

3 変更年月日

平成二十五年十一月一日

三 届出年月日

平成二十五年十月十日

● 建設業の廃止の届出に基づき許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

一 処分をした年月日 平成二十五年十一月五日

- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社甲栄興業
 - 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市下今諏訪三百六十四番地二
 - 3 破産管財人の氏名 田中謙一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第四九一四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十五年十二月十二日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社井上塗装
 - 2 主たる営業所の所在地 富士吉田市上吉田五千三百九十七番地
 - 3 代表者の氏名 井上昇
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第五一六七号
- 四 処分の内容 建築工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十五年十二月十二日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社ソウマ工業
 - 2 主たる営業所の所在地 大月市大月町花咲千二百七十一番地の二十六

- 3 代表者の氏名 相馬力
- 三 許可番号 山梨県知事許可（特―二四）第四三二二号
- 四 処分の内容 管工事業に係る特定建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十五年十二月十二日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 横森電気工事有限公司
 - 2 主たる営業所の所在地 韮崎市清哲町折居六百七十九番地三
 - 3 代表者の氏名 横森忍
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第四五三九号
- 四 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十一月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十五年十二月十二日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月十一日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社須田電気工事
 - 2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門二百十八番地二
 - 3 代表者の氏名 須田真積
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二四）第七六八七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十五年十一月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社角屋ハウジング
 - 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原二十六番地
 - 3 代表者の氏名 秦孝延
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第六二九七号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十一月十一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社サン企画
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行三丁目十五番一号
 - 3 代表者の氏名 福田幸生
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第六七八四号
- 四 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業、石工事業及び鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十一月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 盛泰株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉二丁目四番八号アイダビル
 - 3 代表者の氏名 米倉祐恵
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第九三六九号
- 四 処分の内容 板金工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十一月七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社REED
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町井戸百十一番地一
 - 3 代表者の氏名 芦澤益美
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第九五八九号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十一月十二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 庄司工業
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市下谷三千二百十六番地
 - 3 代表者の氏名 庄司和明
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第八六九一号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及び装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 小澤設備興業
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市石和町唐柏四十八番地八
 - 3 代表者の氏名 小澤勝
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八七九六号
- 四 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十月二十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月二十五日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 有限会社小松工務店
- 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町西条四百八十八番地
- 3 代表者の氏名 小松富夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二〇）第二七六〇号
- 四 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十一月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十二月十二日

山梨県知事 横内正明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年十一月二十五日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 スタジオ・エフ株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市桂町九百九十番地一
 - 3 代表者の氏名 藤江哲也
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二〇）第九二七二二号
- 四 処分の内容 大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年十一月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十九号

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。
平成二十五年十二月十二日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(山梨県職員給与に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第七号)

の一部を次のように改正する。

第二十三条の三の次に次の一条を加える。

(昇給号給数の抑制等に係る年齢の特例)

第二十三条の三の二 条例第八条の五第二項の特定年齢職員に係る同項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(一)の適用を受ける職員とし、同項の人事委員会規則で定める年齢は、五十七歳とする。

第二十三条の四中「人事委員会規則」を「行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級が行政職給料表の七級以上に相当するものとして人事委員会規則」に改める。

第二十三条の六及び第二十三条の七を次のように改める。

第二十三条の六及び第二十三条の七 削除

別表第八中

4以上	3	2	1	を	2以上	1	0
-----	---	---	---	---	-----	---	---

0 に改める。

(山梨県学校職員給与に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第八号)

の一部を次のように改正する。

別表第四中

4以上	3	2	1	を	2以上	1	0
-----	---	---	---	---	-----	---	---

0 に改める。

(山梨県警察職員給与に関する規則の一部改正)

第三条 山梨県警察職員給与に関する規則(昭和三十二年山梨県人事委員会規則第九号)

の一部を次のように改正する。

別表第六中

4以上	3	2	1	を	2以上	1	0
-----	---	---	---	---	-----	---	---

0 に改める。

附則

この規則は、平成二十六年一月一日から施行する。